

「トラック G メンとの懇談会」 概要

開催日時：令和5年12月4日（月）13：30～15：00

開催場所：秋ト協中央研修センター

【参加者】

- 東北運輸局 自動車交通部次長（貨物課長兼任） 吉川
- 秋田運輸支局 輸送・監査部門 首席運輸企画専門官 阿部
- （公社）秋田県トラック協会 会長 赤上
- 会員事業者24名

【懇談会内容】

トラック G メンに対し参加事業者より下記の質問があった

・トラック G メンは他機関とも連携を行うとあるが、3 機関（G メン・厚生労働省・経済産業省）での会議等は開かれているのか？

→東北管轄で合同での会議等は開かれていませんが今後検討しております。必要に応じ荷主やトラック事業者への合同ヒアリングを実施します。

・秋田本社の荷主で G メンによる働きかけの実績はあるのか？

→県ごとの働きかけ実績は公表しておりません。

・不当な運賃・料金の据え置きに対して働きかけをするとあるが、不当の基準とは？

→交渉に応じない、交渉を行ったところ契約を打ち切られた等となります。

・情報提供を行った際の働きかけのスピード感は？

→一概には申し上げられませんが、スピード感を持って取り組んでまいります。

・下請けの立場で目安箱等に情報提供した場合、G メンは荷主を対象とするのか、元請けを対象とするのか？

→いただいた情報を精査したうえで働きかけを行います。荷主と元請を同時に働きかけ実施する等もあり得ます。

・ 建材の輸送は荷受先で荷待ちが発生するケースが多い。また、工事が終了し次の工事が始まると荷主が変わる為、交渉が出来ずにいる。Gメンはどういった対応が可能か？
→寄せられた情報に基づき働きかけを行って参ります。

・ 荷主に対しては誰名義で文書を発出するのか？
→働きかけは運輸局又は支局、要請は本省

Gメンやトラック協会に対して参加事業者より下記の感想・要望があった

- ・ 標準的な運賃の収受はトラックの輸送力を確保するためのもの。標準的な運賃を前提として活動して欲しい
- ・ 働きかけを行った場合の結果についてフィードバックを行って欲しい
- ・ 下限運賃を示してくれれば運賃の幅ができる
- ・ Gメンへの情報提供を躊躇する事業者もいると思う。情報収集の手段として適正化に窓口を置く等連携を図ってはどうか

以上

j j